

お客様ご利用規約(普通取引約款)

第1条 定義

1. 「M's Closet」とは、株式会社水谷木工を言います。
2. 「商品」とは、「株式会社水谷木工」がお客様に販売する製品を言います。「株式会社水谷木工」以外からお客様が購入された製品はこれに含んでおりません。

第2条 約款の適用

1. 本約款は、株式会社水谷木工とお客様との間の商品売買契約の全てに適用されます。
2. 株式会社水谷木工は、本約款の適用を前提条件として、お客様からの商品購入の申込みを承諾します。お客様が株式会社水谷木工に対し商品購入を申し込む際には、お客様は本約款が適用されることに同意し、本約款の内容を異議無く承諾したものとみなします。
3. 株式会社水谷木工は、お客様の格別の承諾を得ることなく本約款を変更することが出来、お客様は予めこれを承諾するものとします。

第3条 商品売買契約の対象物品

1. 株式会社水谷木工がお客様に販売する商品は、原則として、お客様より購入の意思を受け製作するオーダーメイド家具商品とします。
2. もしお客様が株式会社水谷木工に対してご注文された際に、ご指定されたオーダーメイド家具商品に付随して使用する他社製品の商品在庫が無かった場合でも、株式会社水谷木工はお客様に対し当該商品の取寄義務、取置義務、損害賠償義務その他何らの法的責任も負担することはありません。なお株式会社水谷木工は、家具製作時における他社製品のカタログを一定の間隔で最新のものと交換しながらご案内しておりますが、他社在庫商品の状況は刻々と変動しますため、ご案内の内容は在庫状況と完全には一致しません。ご案内の内容はあくまで参考情報で商品在庫の存在を保証するものではありません事を予めご了承ください。

第4条 商品売買契約の締結

1. 株式会社水谷木工・お客様間の商品売買契約は、原則として、株式会社水谷木工発行の正式な見積及びお支払方法を確認したお客様から、株式会社水谷木工に対する購入意思表示のもと、株式会社水谷木工が販売手続き作業を完了した時点において成立するものとします。販売手続き作業とは、お客様からのご入金またはその他ご注文の意思が確認できる方法を株式会社水谷木工が確認し、その受領結果をお客様にご連絡する事を言います。
2. 株式会社水谷木工からお客様に送付した請求金額が約定通り支払われない場合、および、購入意思の確認が出来ない場合、売買契約のお申込みは自動的に失効するものとします。

第5条 売買代金の支払

1. お客様は、株式会社水谷木工に対し、商品代金を、現金、その他株式会社水谷木工が承諾する方法において支払うものとします

第6条 商品の引渡し、運送

1. 株式会社水谷木工とお客様は双方協議の上、予め引き渡し日を概ね決定し、お客様ご指定の場所にて商品をお引き渡しする事をもって商品売買契約に基づく商品引渡義務の履行を完了するものとします。
2. 前項の引渡しを受けた後の商品に盗難、紛失、毀損その他の事故や損害が発生した場合にも、株式会社水谷木工はこれについて法的責任を負担することはできません。ただし、株式会社水谷木工の責めに起因する損害についてはこの限りではありません。
3. お客様が株式会社水谷木工から購入された商品の所有権は、商品の引き渡し完了し、お客様よりお支払いが契約通り滞りなく完了した事をもって株式会社水谷木工からお客様に移転するものとします。

第7条 商品の品質保証

1. 株式会社水谷木工は、お客様に対し、ご購入日(商品引渡日)から起算して1年間、通常の使用を妨げるような材料または製造上の欠陥(瑕疵)が無いことを保証します。
2. 株式会社水谷木工が指定する保証期間内に通常の使用を妨げるような材料または製造上の欠陥(瑕疵)があることが判明した場合、株式会社水谷木工は、お客様に対し、通常の使用を妨げない状態に回復するための商品の修理(瑕疵ある部品の補修または交換)を無償で行います。欠陥(瑕疵)の程度が大きく、修理しても通常の使用を妨げない程度にまで回復することが困難な場合、欠陥(瑕疵)ある部品が製造中止になっており部品交換等ができない場合、修理に多大な時間や費用を要する場合は、株式会社水谷木工は、お客様に対し、同一商品または代替商品との交換をいたします。上記の対応の選択権は株式会社水谷木工にあるものとします。

第8条 返品(キャンセル)不可の原則

1. お客様は、株式会社水谷木工に対し、お客様の責任のもと、オーダーメイド家具商品を購入するものであり、その特殊性(汎用性の無い商品)から商品のキャンセル(解約)権は放棄し、以後株式会社水谷木工の合意がない場合は、お客様からの本件契約は解除できないものとします。
2. 特例として下記の要件のいずれかが満たされる事を条件として、株式会社水谷木工との商品売買契約を解約(キャンセル)する事ができるものとします。
 - ①株式会社水谷木工がお客様指定の木製品(天然木及び人工化粧板)を製作開始時に準備出来ない場合。
 - ②株式会社水谷木工作成の設計図に欠陥(瑕疵)があり、修正すると著しく意匠及び機能が損なわれる事が判明した場合。
 - ③株式会社水谷木工に特段の事情があり、契約時に取り決めた暫定納期に大幅な遅延が発生する事が判明した場合。

2. 上記 2 の要件をいずれか満たす場合、株式会社水谷木工はお客様に対し、商品代金を返還します。

第 9 条 目的物に瑕疵ある場合の修補・返金

1. 万一お客様にご購入頂いた商品に瑕疵(欠陥や不具合)があった場合、株式会社水谷木工はその瑕疵の内容・程度に応じて、無償修補(瑕疵ある部品の補修または交換)、瑕疵による商品価値下落分の補償、商品代金の返還のいずれかを行います。具体的な対応は事案に応じて株式会社水谷木工が選択できるものとします。
2. 株式会社水谷木工が商品代金の返還を選択した場合、お客様と株式会社水谷木工間の商品売買契約は当然に失効するものとします。この場合、株式会社水谷木工はお客様に対し瑕疵ある商品と引き換えに商品代金を返還するものとします。具体的な返還方法は事案に応じて株式会社水谷木工が選択できるものとします。
3. お客様が株式会社水谷木工に対して購入商品について商品の瑕疵を理由とした修補(瑕疵ある部品の修理または交換)、返品、商品代金の返還、損害賠償などを請求できる期間は、その名目を問わず、購入日から 1 年間とします。ただし、株式会社水谷木工に故意又は重過失がある場合、強行法規に反する結果となる場合には、この限りではありません。

第 10 条 免責規定

株式会社水谷木工のお客様に対する債務不履行や不法行為等に基づく損害賠償責任は、株式会社水谷木工に故意または重過失がない限り、お客様ご購入した商品代金を上限金額とします。

第 11 条 お客様の遵守事項

1. お客様は、株式会社水谷木工に対し下記の事項を遵守する注意義務を負担します。
 - ① 商品の組立・設置・使用に先だって、使用に問題ないかの事前確認作業
(例)壁面に設置する商品に関する壁面の性質や耐久度等の事前確認
床面に設置する商品に関する床面の性質や耐久度等の事前確認
天井に設置する商品に関する天井面の性質や耐久度等の事前確認
 - ② 商品使用上の注意事項
2. お客様の注意義務違反行為によって株式会社水谷木工が損害を被った場合、お客様は株式会社水谷木工に対しその損害を賠償する責任を負担します。